

都加算関連 Q&A

| 項目 | NO. | 問い | 回答 |
|-------|-----|--|---|
| 基本 | 1 | 今回の見直しの基本的な考え方について詳しく知りたい。 | <p>都内グループホームの利用定員は増加し続けており、利用者の障害支援区分については年々重度化が進んでいます。今回の見直しは、重度の障害者の受入れやサービスの質の向上への事業者の取組を促進することを目的としています。</p> <p>具体的には、質の向上のための国加算を取得した場合には、その加算額が事業者の収入に直接反映される仕組みに改めるとともに、障害支援区分ごとに設定している都加算額について、より重度の区分を手厚く設定したほか、世話人の配置について、4対1の人員配置とした場合に、都加算額が増加するように設定しました。</p> <p>併せて、精神障害者の受入れに当たり精神科医療との連携体制を確保するための加算を創設したほか、帰宅や入院によりグループホームを利用しない場合には、食事の介護などの直接的なサービスは行わないため、世話人の配置に要する経費相当となるように見直しました。</p> |
| | 2 | 国基本報酬の算定がない場合の単価の考え方について知りたい。 | <p>国報酬では、利用者が不在の日には基本報酬額は算定できないこととなっています。都は、従来、帰宅や入院によりグループホームを利用しない方についても、グループホーム利用する場合と同額の加算を行っていましたが、利用者が不在の場合には、食事の介護などの直接的なサービスは行わないため、世話人の配置に要する経費相当額となるように見直しました。</p> <p>なお、国基本報酬は、曜日や祝祭日に関係なく、丸一日グループホームに不在だった日に限り算定できません。よって、土曜日の午前中に帰宅し、日曜日にグループホームに戻った場合は、両日ともに基本報酬が算定できます。</p> |
| | 3 | 基本報酬について、国費が算定されない場合の単価が設定されたが、夜間加算、通過型加算に影響はあるのか。 | H31.1.1の見直しでは、夜間加算、通過型加算は変更ありません。 (単価×基準日数で算定してください) |
| | 4 | H31.1.1以降、人員欠如減算などの減算の取り扱いはどうなるのか。 | 国費の減算があっても、都加算として補助される額は変わりません。 (見直し以前は都基本額を一定額で減算していましたが、見直し後は都基本額を国費の減算額と同額で減算することになります。) |
| 第三者評価 | 1 | 第三者評価の受審は「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」でよいか。 | 結構です。 |
| | 2 | 第三者評価の受審経費の補助はどうなっているのか。通所系の事業所と異なるのはなぜか。 | <p>第三者評価受審経費の補助については、利用者一人一人の加算単価に含まれています。通所系事業所に対する補助とは、補助形式が事業所単位ではなく利用者単位であることなどから、異なる取り扱いとしました。</p> <p>第三者評価の受審経費は、利用者の数などによって変動することから、事業所により幅が出てくることが予想されます。早めに経費を見積もっていただき、ご準備をお願い致します。</p> |
| | 3 | 第三者評価の受審は、都や区市町村が行う実地検査の代わりとなるのか。 | 第三者評価は、事業を運営する事業者が、自ら提供するサービスの質の評価を行い良質かつ適切なサービスを提供することを促す目的であり、都や区市町村が行う実地検査は、法令に定める最低基準等の遵守状況について検査を行い、法人・施設等の適切な運営、サービスの質の確保を図るものであり、その目的が異なるため、第三者評価の受審は実地検査の代わりとはなりません。 |

| 項目 | NO. | 問い | 回答 |
|-------------|-----|--|--|
| 外部研修等受講 | 1 | 外部研修等受講について、毎年、同一人物が同一研修を受けてもよいのか。 | サービス提供に関わるより多くの職員が、グループホームの運営や支援に関する知識を習得できるよう、計画的に受講者や受講内容を検討してください。 |
| | 2 | 外部研修等受講について、非常勤(パート)でもよいのか。 | 研修で得た知識を職場内の伝達研修などで活用することも検討していただきたいため、常勤・非常勤は問いませんが、職場において中心的役割、指導的役割を担う職員の方が優先的に受講していただくようお願い致します。 |
| 精神科医療連携体制加算 | 1 | 事業所の利用者全員が算定可能か。また、算定は医療連携を行った日に限られるのか。 | 精神科医療連携体制加算について都に届け出ている事業所のうち、受給者証に「精神障害者」として記載がある利用者は全ての方が加算対象となります。また、月に1回以上連携を行っていただければ、連携を行っていない日であっても基準日数分算定が可能です。 |
| | 2 | 精神保健福祉手帳を持っている場合でも、受給者証に「精神障害者」として記載がなければ算定対象外となるのか。 | 算定対象外となります。 |
| | 3 | 「精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職」とは有資格者の配置が必須か。 | 有資格者(社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理士・作業療法士等)の配置を必須とします。なお、看護職員配置加算、医療連携体制加算(V)の対象となる看護職員は対象として想定しません。 |
| | 4 | 専門職は常勤職員でなければならないのか。また、配置しなければならない時間数はあるか。 | 配置される専門職は、常勤、非常勤ともに可です。医療機関等との連携を行うのに十分な時間を配置してください。 |
| | 5 | 連携の内容はメール等の連絡でもよいのか。また、精神科以外の診療科との連携も算定要件を満たしていると考えられるか。 | 利用者の状況や支援の内容によっては、電話、メール、FAXでも結構です(一方的な連絡でなく双方向的な情報交換、指示、助言などの連携が必要です)。なお、精神科以外の診療科目への受診等は、加算の趣旨を鑑みて、算定要件の対象になりません。 |
| | 6 | 通院支援を行っていただければ、医療機関との連携を行っていることにならないか。 | 日常の支援に反映していただくため、精神科医療機関との双方向的な情報交換、指示、助言などの連携が必要です。 |
| | 7 | 必ずしも毎月通院することとなっていない利用者の場合、通院しない月は算定できないのか。 | 双方向的な情報交換、指示、助言などの連携を継続していただければ、通院していない月であっても算定は可能です。 |
| | 8 | 医療機関との連携は専門職が必ず行わなければならないのか。また、月1回以上というのは、全利用者についてか。 | 原則として、専門職の方が行ってください。専門職でない方が行う場合は、専門職の方の指示に基づいて行っていただき、専門職の方が状況を把握できるよう情報を共有してください。また、当該加算を算定する全利用者に対して、月1回以上の連携を行ってください。 |
| | 9 | 連携相手は主治医に限定されるのか。 | 原則として利用者の主治医との連携を想定していますが、精神科の医療機関であれば、事業所の協力医療機関等でも結構です。また、精神科訪問看護を行っている訪問看護ステーションの訪問看護職員など、医師との連携が前提となる専門職(看護職員、精神保健福祉士等)との連携でも結構です。 |
| | 10 | 精神科医療機関との連携を行った記録は、決まった様式に行わなければならないのか。 | 連携内容が確認できれば、様式は問いません。利用者のケース記録や、日々のサービス提供記録に記載していただければ結構です。 |

| 項目 | NO. | 問い | 回答 |
|------|-----|--|--|
| 請求事務 | 1 | 『都加算請求書』の合計額を自動計算で記載されるようにならないか。 | 事業所の利用者数が多いと、一つのファイルで足りない場合もあるため、自動ではできません。お手数をおかけしますが、手入力をしていただくようお願いいたします。 |
| | 2 | 『都加算請求書(別紙)』の提出は毎月必要か。 | 『都加算請求書(別紙)』の提出は年度当初の4月(または事業開始後の初請求月)と第三者評価受審完了後に最初に請求する月を想定していますが、請求先の区市町村と協議して下さい。 |
| | 3 | 『都加算請求書(別紙)』に添付する必要がある書類は何か。 | 直近で受審した第三者評価の『福祉サービス第三者評価結果報告書』(または指定通知書)の写しを添付してください。なお、前年度4月1日の事業所の定員については、都から区市町村に連絡しますので、確認資料の添付は不要です。また、外部研修等の受講を確認できる資料は、事業所で保管していただければ、区市町村への提出は原則不要です。(求めがあれば提出してください。) |
| | 4 | 一つの区市町村当たりの利用者が10人を超える場合はどうすれば良いか。 | 『都加算請求書』の提出は1枚で結構ですが、『都加算明細書』は人数分必要となりますので、お手数をおかけしますが、別のファイルで作成してください。 |
| | 5 | 利用者の障害支援区分が「区分なし」または「非該当」の場合、『都加算明細書』の障害支援区分はどうすれば良いか。 | 「区分1以下」を選択してください。 |
| | 6 | 『都加算明細書』に入力する請求コードが分からない場合は、どこを確認すれば良いか。 | その方の国費の明細書(訓練等給付費等明細書(共同生活援助))でご確認ください。 |
| | 7 | 『都加算明細書』の請求コードを入力しても、自動計算されないがどうすれば良いか。 | 先に『都加算請求書』や『都加算明細書』の事業所情報、ユニット情報、利用者情報を入力しないと自動計算されません。空欄がないかよくご確認ください。全て入力しても自動計算されない場合は、都にご連絡ください。 |
| | 8 | 月の途中で利用者の障害支援区分が変わった場合はどうすればよいか。 | 『都加算明細書』を2枚作成してください。その際、「当該月の都基準日数」及び施設借上費の「月総日数」にご注意ください。(2枚の合計が当該月の都基準日数や総日数になるように記載してください。)また、施設借上費欄の補足給付は月に10,000円までなので、2枚のうちどちらか1枚に記載してください。(両方の明細書に10,000円を記載すると、その分施設借上費を受け取れなくなります。) |
| | 9 | 事業所に通過型ユニットが3つある場合、『都加算明細書(通過型加算)』は3枚必要になるのか。 | お見込みのとおりです。なお、通過型ユニットが4つ以上ある場合は、別ファイルで作成をお願いします。 |